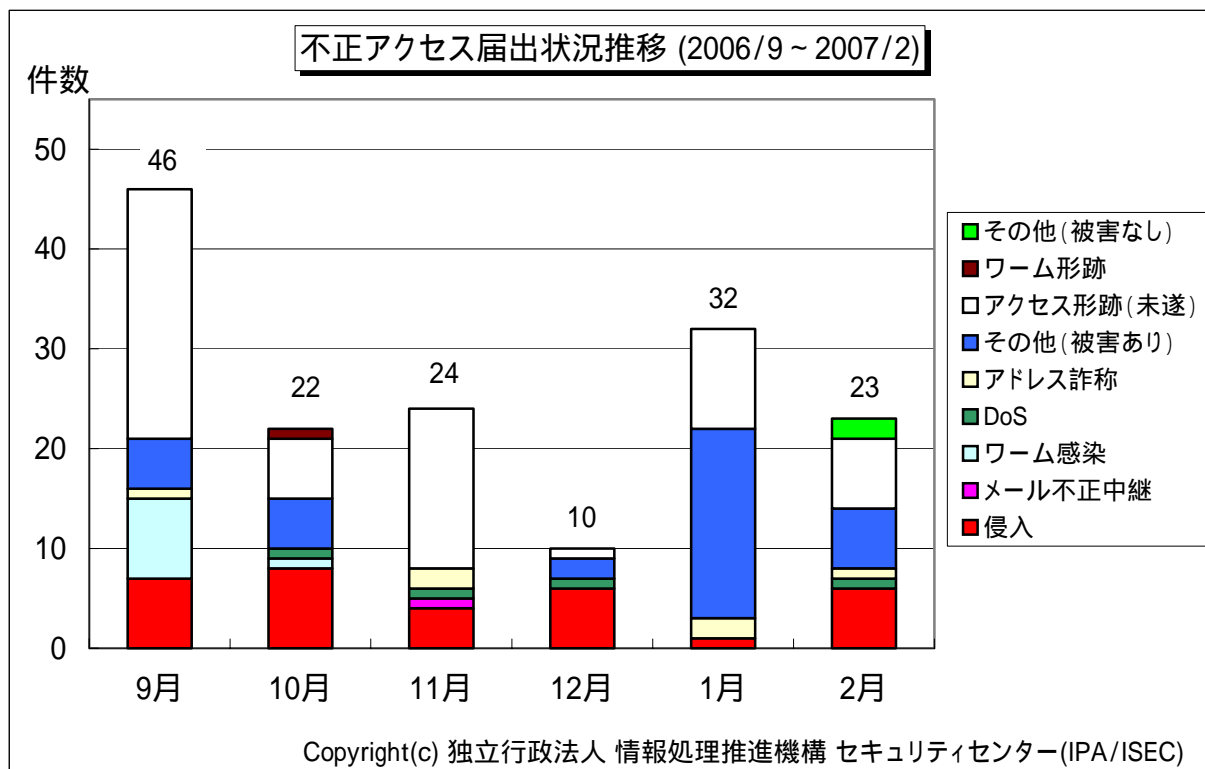


## コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2007年2月分] について

### 1. 不正アクセス届出の詳細

#### (1) 不正アクセス届出件数の月別推移



#### (2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	9月	10月	11月	12月	1月	2月
侵入	7	8	4	6	1	6
メール不正中継	0	0	1	0	0	0
ワーム感染	8	1	0	0	0	0
DoS	0	1	1	1	0	1
アドレス詐称	1	0	2	0	2	1
その他(被害あり)	5	5	0	2	19	6
アクセス形跡(未遂)	25	6	16	1	10	7
ワーム形跡	0	1	0	0	0	0
その他(被害なし)	0	0	0	0	0	2
合計(件)	46	22	24	10	32	23

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

### (3) 届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

分類	届出件数					
	2007年2月		2007年1月(前月)		2006年2月(前年同月)	
一般法人ユーザ	8	34.8%	5	15.6%	2	7.7%
個人ユーザ	11	47.8%	11	34.4%	15	57.7%
教育・研究機関	4	17.4%	16	50.0%	9	34.6%
合計(件)	23		32		26	

### (4) 被害原因別件数

2月に届出されたうち被害のあったもの14件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が5件、古いバージョン使用・パッチ未導入が2件などでした。

原因	届出件数					
	2007年2月		2007年1月(前月)		2006年2月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	5	35.7%	0	0.0%	7	46.7%
古いバージョン使用・パッチ未導入	2	14.3%	1	4.5%	3	20.0%
設定不備	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	5	35.7%	19	86.4%	2	13.3%
その他(DoSなど)	2	14.3%	2	9.1%	3	20.0%
合計(件)	14		22		15	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

## 2.2月に掲載した脆弱性情報

2月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

### Microsoft

- ・ Step-by-Step の対話型トレーニングの脆弱性 (MS07-005)
- ・ Windows Shell の脆弱性 (MS07-006)
- ・ Windows Image Acquisition サービスの脆弱性 (MS07-007)
- ・ HTML Help の ActiveX コントロールの脆弱性 (MS07-008)
- ・ MDAC の脆弱性 (MS07-009)
- ・ Microsoft Malware Protection Engine の脆弱性 (MS07-010)
- ・ Microsoft OLE ダイアログの脆弱性 (MS07-011)
- ・ MFC の脆弱性 (MS07-012)
- ・ Microsoft RichEdit コンポーネントの脆弱性 (MS07-013)
- ・ Microsoft Word の脆弱性 (MS07-014)
- ・ Microsoft Office の脆弱性 (MS07-015)
- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS07-016)

## Apple

- ・ Mac OS X に複数の脆弱性

## Mozilla Foundation

- ・ Firefox、Thunderbird に複数の脆弱性

## Cisco Systems

- ・ セキュリティ製品の脆弱性

## Trend Micro

- ・ ウイルス対策製品全般に脆弱性

## Snort

- ・ Snort DCE/RPC プリプロセッサの脆弱性

## PostgreSQL

- ・ PostgreSQL のセキュリティ更新プログラムリリース

## その他

- ・ CCC クリーナーの脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2007 年 2 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0702.html>

### ・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされています。

IPA では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

#### コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 362 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 534 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 950 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

### お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

加賀谷 / 花村 / 宮本

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp